

安平町住宅リフォーム助成制度 Q & A (R5 年度版)

助成対象となる住宅について

Q1 居住している住宅が共有名義の場合、申請者は誰になりますか？

→工事の契約者（代金の支払者）が申請してください。尚、申請書には他の共有者の同意書の添付が必要となります。

Q2 子が親の住んでいる親名義の住宅を工事契約する場合、対象となりますか？

→住宅の所有者が申請する場合に対象となります。（申請者と住宅の名義人が同じ）よって、子供が申請しても対象となりません。

Q3 アパートや一軒家の賃貸住宅、寮や社宅は対象になりますか？

→全て助成の対象になりません。個人の専用・併用住宅が対象です。

Q4 店舗併用住宅は対象になりますか？

→店舗部分は対象になりませんが、専用住宅部分は対象になります。

Q5 現在、町外に住んでいますが、中古住宅を購入し改修工事後に入居する場合は対象となりますか？

→助成金申請時に中古住宅を所有していることが条件となり、工事終了後、速やかに安平町に住民登録をして、5年以上居住することの確約書を提出していただける場合は対象となります。

Q6 昭和56年5月31日以前に着工された住宅の一般診断で総合評価1.0以上であることは、どのようにして確認できますか？

→耐震診断が必要になります。（耐震診断費用は助成対象外です。）耐震診断を行うには、リフォームの依頼を考えている業者か北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿を参考に設計事務所等にご相談ください。

Q7 建築基準法等を遵守した住宅とは？

→建築基準法の確認済証及び検査済証が交付されていることが条件になります。交付されているかは安平町建設課までお問い合わせ下さい。建築された年度や地区によっては、確認申請が必要ない場合がありますのでご注意ください。

申請手続きについて

Q8 申込書は郵送で送ることができますか？

→原則、窓口で手続きをお願いします。尚、遠隔地の場合などでどうしても窓口にお越しいただけない場合に限り郵送で受け付けしますが、送料は申請者の負担となります。

Q9 令和4年1月2日以降に安平町民となった場合、住民税の納税証明書は必要ですか？

→以前に住んでいた市町村で発行した住民税の納税証明書を提出してください。固定資産の課税証明も同様です。

Q10 令和4年1月2日以降に工事を行う住宅を所有した場合の固定資産の納税証明書は？

→令和4年度は課税されていないため必要ありません。住民税の納税証明書のみ提出してください。

工事内容などについて

Q11 既に工事を実施していますが対象となりますか？

→既に実施している工事は対象となりません。

Q12 工事は何時着工できますか？

→申請書を審査後、適正であれば安平町住宅リフォーム助成金の交付決定通知書を送付しますので、通知書が届いてからとなります。

Q13 トイレや浴室を新設する場合は対象となりますか？

→新設は対象となりません。トイレ、浴室、階段及び出入口の改良は、既存のもの取替えが助成対象です。

Q14 ウォシュレット等の洗浄便座の設置は、対象となりますか？

→洗浄便座の設置のみでは対象となりませんが、便器と同時に取り替える場合は対象となります。

Q15 段差解消や手すりの設置、通路の拡幅は屋外（敷地内）も対象となりますか？

→屋外部分は、玄関ポーチの段差の解消と手すりの取り付けのみが対象となります。

Q16 安平町で定める基準への適合判定方法は？

→申請時の図面等に建具の製品名や断熱材の種類、厚さ等を記載していただきます。建具や断熱材の性能、厚さ等は工事の判断基準表をご確認下さい。また、工事完了時には、工事中の写真を含む断熱材の種類厚さ等がわかる写真の添付が必要となります。

Q17 外壁の断熱改修は1面だけでも対象となりますか？

→対象となりません。該当する部位全体を改修する場合は対象となります。

Q18 断熱材の種類と厚さの定めはありますか？

→安平町で定める基準に定められておりますので、各部位ごとに仕様と厚さを確認ください。

Q19 既存の断熱材は残して新たに断熱材を加える場合、対象となりますか？

→今回の工事で付加する断熱材の厚さが基準に適合していれば対象となります。

Q20 居間みの段差解消は助成の対象となりますか？

→対象となります。床仕上げの改修を行うものとなります。

Q21 居室の一部の窓は既に省エネ基準に適合していますが、残る窓のみを改修する場合、助成対象となりますか？

→既に省エネ基準に適合している窓のある居室以外の居室の窓を改修する場合は、対象となります。

Q22 太陽光発電システムやエコキュート、エコジョーズなどの設備は対象となりますか？

→太陽光発電システムやエコキュートなどの設備については助成対象としていません。

Q23 増築工事を含めたりフォームは対象になりますか？

→増築工事以外の部分が対象となります。

Q24 補助金交付決定後、工事の内容の変更は可能ですか？

→速やかに変更届など関係書類を提出していただきます。但し、助成金の増額はできませんのであらかじめご了承ください。また、内容によって助成対象とならなくなる場合や、助成金が減額となる場合もありますのでご注意ください。

Q25 1つの住宅について、別の年度に再度助成を受けることは可能ですか？

→同一住宅及び同一人につき1回限りとなっております。別の年度に再度助成を受けることは出来ません。

Q26 法人の申請は可能ですか？

→法人の申請は受け付けていません。

他の補助制度との併用について

Q27 リフォーム減税制度（所得税、固定資産税の減税）との併用は可能ですか？

→併用は可能です。所得税の減税は苫小牧の税務署、固定資産税の減税は安平町税務住民課へお問い合わせください。

Q28 安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付制度との併用は可能ですか？

→併用は可能です。工事箇所が明確に区別できる場合は併用可能です。

Q29 安平町の水洗化助成制度との併用は可能でしょうか？

→併用する場合や過去に便所の改造に対して水洗化助成金を貰った場合、便器は対象外になります。

申込・問合せ先

◆安平町建設課施設グループ（総合庁舎）

〒059-1595 安平町早来大町 95 番地 電話 0145-22-2516（施設グループ直通）